平成２４年（フ）第１３５４号
北海道千歳市豊里１丁目２番８号
債務者　三品　直美（旧姓別府）
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３７８号
札幌市清田区清田６条２丁目８番18号
債務者　菊池　照夫
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３８２号
札幌市西区二十四軒４条３丁目３番８号　キャッスル43―103号
債務者　佐藤　友美
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３９４号
札幌市東区北７条東19丁目１番11―412号
債務者　坂下　忠勝
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４１２号
札幌市北区新琴似12条６丁目７番１号　メゾン126―２号
債務者　小玉　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４２２号
札幌市東区北32条東１丁目５番１―203号
債務者　竹下八重子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４２６号
札幌市手稲区稲穂３条２丁目１番43号　ハイツいなほ201号
債務者　森　　茂明
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３５号
茨城県笠間市旭町654　茨城県立こころの医療センター内、住民票上の住所茨城県日立市森山町２丁目24番15号
債務者　井坂　裕徳
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２５１号
茨城県水戸市笠原町976番地の１　笠原コーポ301号
債務者　菊池　久雄
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１４５号
群馬県伊勢崎市中央町16番６号
債務者　ＳＡＲＩ　ＳＡＲＩ（サリサリ）こと　清水　正澄
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１６１号
群馬県前橋市六供町１丁目16番地３　１Ｆ
債務者　並木　立美
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１７５号
群馬県前橋市下沖町176番地
債務者　鮎川　　忠
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１７８号
群馬県伊勢崎市宮子町3574番地２　ライヴリタウン202
債務者　延命　雅人
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１９号
群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡106番地３
債務者　熊井戸加奈
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１８３号
埼玉県行田市佐間１丁目13番31号
債務者　齋藤　知子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２５６号
埼玉県東松山市和泉町４番31号
債務者　吉川　泰敏
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２３２号
神奈川県座間市緑ケ丘４丁目８番９号　モナ・ケンオー402号
債務者　森　奈穂美
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２４６号
相模原市中央区矢部３丁目12番16号　203号
債務者　岩野　勝広
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部